

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿
(閉会中)

委員会名	議会広報特別委員会		
開会日時	2023年4月24日 9時1分 開会		
	2023年4月24日 16時03分 閉会		
場 所	第1委員会室		
出席者数	委員定数6名中、出席者6名		
出席委員	新田 和明	田邊 介三	—
	南澤 克彦	山本 数博	武岡 隆文
	穴戸 邦夫	—	—
議 長	—	—	—
欠席委員	—	—	—
出席した事務局職員	主任主事	山口 渉	主事 実村 峻
付議事件	(1) 議会だより第77号の編纂について (2) 取り決め事項について		

1. 経過

【開会 9:01】

(1) 議会だより第77号の編纂について

○新田委員長

開会する。

議会だより第77号の編纂について、4月7日開催の議会広報特別委員会において確認した修正事項の確認を行う。

【休憩 9:55～10:05】

【休憩 11:07～11:16】

【休憩 11:58～12:59】

【休憩 14:22～14:35】

(2) 取り決め事項について

①元号の取り扱い

執行部は西暦表記であるが、議会広報としてどう対応するか。

→現状では様子見。随時協議を行う。

②一般質問

質問者本人の文責により執筆する。会議録を基に作成し、執筆後執行部及び委員会の意見を質問者へ伝え、質問者は校正の判断をする。

内容が異なる文面を質問者が変える意向がない場合の対処方法は？

→議事録に沿った文書を提出してもらい、内容が明らかに異なる場合は、委員会で判断し、掲載が不適当と認められる場合は、掲載を認めないとする。

→全員協で報告を行う。

③傍聴記の取扱い

傍聴記は傍聴者が主観で書けるもの。

傍聴者の主観を広報誌で市民へ周知する必要があるのか。市民より議員へ周知するほうが本来の姿ではないか。

→今後の取扱いを検討する。次回の委員会で各自意見を提出する。

→事務局は傍聴記掲載の経緯について確認すること。

④原稿作成

AmiVoice を使用して執筆しているが苦慮している。YouTube のライブ配信をアーカイブとして一部公開できないか。

→事務局で運用案を作成する。

⑤取り決め事項

上記の内容を踏まえ、事務局で取り決め事項を整理する。

○新田委員長

以上で、本日の委員会を終了する。

【閉会 16:03】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長